

岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の 統合を前提とした新病院整備基本方針

令和 3 年 8 月

岩 見 沢 市
独立行政法人労働者健康安全機構

はじめに

岩見沢市と独立行政法人労働者健康安全機構（以下「両設置者」という。）は、南空知医療圏の人口減少下における岩見沢市内の急性期機能の維持・強化を目指し、市民をはじめ本圏域の住民に質の高い医療を提供していくためには、岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院（以下「両病院」という。）を統合することが最良の選択であるという結論に至り、令和3年7月に両病院の統合に係る基本合意書を締結しました。

両設置者間による基本合意を踏まえ、両病院の統合を前提とした新病院（以下「新病院」という。）に求められる機能や病院像など示す「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合を前提とした新病院整備基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定しました。

本基本方針は、令和2年4月に岩見沢市が策定した「新岩見沢市立総合病院建設基本構想（以下「基本構想」という。）」を補完する方針として位置づけることとし、今後、基本構想及び基本方針に基づいて、新病院の整備に向けた取組みを進めていくこととします。

基本合意等に基づく新病院の概要

1. 統合の内容

両設置者は、両病院を統合し、新病院を設置します。新病院の設置及び運営管理は、岩見沢市が行うこととします。

地域から求められる診療機能の整備に配慮するとともに、両病院の患者が新病院においても引き続き診療を受けられるよう配慮します。

また、北海道中央労災病院に勤務する職員のうち、新病院での勤務を希望する者については、原則として新病院の職員として採用するよう必要な措置を講じるものとします。

2. 統合の時期

両病院を統合する時期については、今後予定している岩見沢市立総合病院の建設スケジュールに合わせて令和9年4月を目途としますが、具体的な時期については両設置者で協議の上決定します。

統合までの間、両病院は運営および診療を継続し、地域住民の皆さまに適切かつ必要な医療を提供し続けることとします。

3. 新病院の名称

新病院の名称については、岩見沢市が決定します。

4. 建設候補地

北海道中央労災病院の敷地も新病院の建設候補地を含めて検討を進めます。

両病院における課題

1. 医療スタッフの確保

南空知医療圏における医師数は、全国と北海道の平均を大きく下回っており、医師確保が課題となっています。特に、産科の医師数については医師少数区域に位置付けられています。

現状の救急医療機能の維持や、夜勤帯の重症患者へ対応するため、医療スタッフの確保は急務の課題となっています。

2. 施設設備の老朽化に伴う更新の必要性

岩見沢市立総合病院の本館は建築から35年以上が経過しているため、施設や設備の老朽化・狭あい化などハード面で多くの課題を抱えており、新たな病院の整備に向けた基本構想が策定されています。

北海道中央労災病院も増築や改修を繰り返しているものの、外来診療棟は建築から35年以上、本館と附属棟は建築から65年以上が経過しており、更新の必要性が高まっています。

3. 経営の効率性と持続性

両病院とも、2016（平成28）年度以降の経常損益は赤字となっており、将来的な見通しについても、今後の医療需要の減少に伴い、さらに厳しい状況となることが見込まれます。

両病院ともに将来的に大規模な建設事業へ投資することが困難となるだけでなく、両病院が経営を維持し続けること自体が困難となってくることが予想されます。

4. 地域の医療・福祉機関との連携強化

地域医療構想の実現に向け、地域の医療機関との機能分化と連携を進め、急性期医療の維持・強化を図ることが重要ですが、将来的に患者の高齢化が進み、回復期の患者需要が高まっていくことを踏まえ、南空知医療圏域に求められる医療提供体制の構築と地域の医療・福祉機関との連携強化を図っていくことが必要です。

5. 5疾病5事業等の医療機能の強化

両病院とも、5疾病5事業の取組みを中心とする医療機能について、南空知医療圏における重要な役割を果たしていますが、今後の人口動態の変化等を見据え、各医療機能の強化が求められています。

新病院に求められる機能

両病院が現在担っている役割や課題を踏まえつつ、5疾病5事業を中心に、維持・拡充すべき機能を新病院に求められる機能としてまとめました。

1. 5疾病の観点から求められる機能

患者数や死亡者が多いなど、継続的な医療サービスの提供と医療機関の連携が必要とされる5疾病について、新病院において維持・拡充すべき項目を整理しました。

項目	維持すべき機能	拡充すべき機能
がん	<ul style="list-style-type: none"> 医療資源（医療スタッフや医療機器等）の充実を図り、手術、化学療法、放射線治療など、がん治療ができる体制を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院¹の指定を目指し、高度先進医療分野における札幌医療圏との連携を強化する。 圏域で初となる緩和ケア病棟²の設置を検討し、地域のがん医療提供体制の向上を図る。
脳卒中を含む 脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> 脳血管疾患の救急医療（超急性期の脳卒中治療）に24時間体制で対応できる体制を確保するとともに、検査、手術、入院後早期リハビリテーションなど脳血管疾患への治療ができる体制を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域で初となるICU³またはHCU⁴の設置や、最新の高度医療機器の整備を検討する。 回復期、慢性期の医療機関との連携を強化するとともに、回復期リハビリテーション病棟の設置を検討し、急性期からのシームレスな連携を図る。
心筋梗塞を含む 心血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> 心血管疾患の救急医療に24時間体制で対応できる体制を確保するとともに、検査、手術、リハビリなど心血管疾患への治療ができる体制を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域で初となるICUまたはHCUの設置や、最新の高度医療機器の整備を検討する。 救急医療から検査、手術、リハビリの高度な連携により、心血管疾患に係る専門性を強化する。
糖尿病	<ul style="list-style-type: none"> 発症予防、初期・安定期治療、急性期合併症治療、慢性期合併症治療のほか人工透析を行える体制を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携クリティカルパスやICTを活用した患者情報共有ネットワーク等を活用し、患者の受療動向に応じた連携の充実を図る。
精神疾患	<ul style="list-style-type: none"> 精神疾患に必要な入院、外来及びリハビリ機能を維持するとともに、身体合併症を有する精神疾患患者にも対応可能な体制を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉関係者による協議・連携の場の設置や広域での調整に努め、重層的な連携による支援体制の構築を図る。

¹ がん診療連携拠点病院：全国どこでも質の高いがん医療を提供できるよう、がんの専門治療が受けられる医療機関として厚生労働大臣が指定するもの。都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院（二次医療圏に原則1か所）、地域がん診療病院がある。

² 緩和ケア病棟：がん患者の治療に関して、終末期に限らず診断の早期から治療と並行して身体的・精神的・社会的苦痛や不安などを和らげ、QOL（生活の質）を改善することを目的とした緩和ケアに特化した病棟。

³ ICU：Intensive Care Unit。重篤な患者に対し24時間体制で高度な手術や治療を提供する病床。集中治療室ともいう。

⁴ HCU：High Care Unit。高度治療室・準集中治療室ともいわれ、ICUよりやや重篤度が低い救急・術後患者等を受け入れる。

2. 5事業等の観点から求められる機能

地域ごとに医療施設や医療従事者の確保が不可欠とされる5事業（医療領域）に加え、2024（令和6）年度からの「第8次医療計画」において盛り込まれることとなった新興感染症等への対応について、新病院において維持・拡充すべき項目を整理しました。

項目	維持すべき機能	拡充すべき機能
救急医療	<ul style="list-style-type: none"> 救急告示医療機関として、急性期の疾病に対する救急医療機能を維持する。 救急搬送件数は今後減少していく見通しだが、引き続き市内完結型の救急医療提供体制を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域で初となる ICU または HCU の設置を検討し、重症度の高い患者に対する救急医療提供体制の充実を図る。
小児医療	<ul style="list-style-type: none"> 圏域における北海道小児地域支援病院⁵として、救急医療を含む小児医療が提供できる体制を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 医育大学との密な連携のもと、小児医療を担う医師の確保を図る。
周産期医療	<ul style="list-style-type: none"> 地域周産期母子医療センター⁶として、分娩及び周産期のリスクに応じた医療が提供できる体制を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 医育大学との密な連携のもと、周産期医療を担う医師の確保を図る。
災害医療	<ul style="list-style-type: none"> 圏域における災害拠点病院⁷として、災害時における救命医療の提供やDMAT等の災害支援体制を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震化、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による情報発信、食料、飲料水等の備蓄、DMAT等の医療チームを受け入れる体制等の強化を図る。
へき地医療	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じた無医地区への巡回診察やへき地診療所からの要請に応じた医師派遣体制を維持する。 	—
新興感染症等	<ul style="list-style-type: none"> 第二種感染症指定医療機関⁸として、新興感染症等の感染拡大に備えた医療機器や医療資材の確保、専門人材の育成、クラスター発生時の対応方針の共有など、必要な体制を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大時における感染症病床の拡充や動線の分離、新たな日常生活を見据えたデジタル化・オンライン化による情報インフラ整備などを検討し、ハード・ソフト両面からの感染症対策の強化を図る。

3. 回復期機能の検討

回復期の機能を有する病棟は、回復期リハビリテーション病棟と地域包括ケア病棟の2つがあります。

⁵ 北海道小児地域支援病院：一般的な入院医療や小児の二次救急医療を担う医療機関として北海道が選定した医療機関。

⁶ 地域周産期母子医療センター：比較的高度な周産期医療を提供する医療機関で、二次医療圏ごとに北海道が指定するもの。

⁷ 災害拠点病院：災害発生時に24時間緊急対応し、傷病者の受入れ・搬送などが可能な体制を有するなど、運営体制・施設設備の要件を満たした医療機関。二次医療圏ごとに原則1か所以上指定される。

⁸ 第二種感染症指定医療機関：ポリオ、結核などの二類感染症の患者の入院医療を担う医療機関で、都道府県知事が二次医療圏ごとに指定する。

回復期リハビリテーション病棟は、脳血管疾患または大腿骨頸部骨折などの疾病により急性期を脱した後も、引き続き医学的・社会的・心理的なサポートが必要な患者に対して、多くの専門職種がチームを組んで「発症以前の状態」を目指す集中的なリハビリテーションを実施することで、心身ともに回復した状態で自宅や社会へ戻すことを目的とする機能の病棟です。対象患者は主に脳神経外科領域と整形外科領域であり、入院日数上限は最長で60日から180日（疾病により異なる）となっています。

地域包括ケア病棟は、急性期治療を経過した患者、在宅において療養を行っている患者等の受入れ、患者の在宅復帰支援等を行う機能を有しています。地域包括ケアシステムを支えることを目的とし、**ポストアキュート**（急性期からの受入）、**サブアキュート**（緊急時の受入）、**在宅復帰支援**の3つの機能があります。対象となる患者に条件はありませんが、入院日数は最長で60日までとなっています。

2025（令和7）年の南空知医療圏全体の必要病床数は、急性期と慢性期病床の減少によりダウンサイズが進み、適正な必要病床数になる見込みです。しかし、病床機能のバランスには偏りがあり、回復期病床は必要病床数の3割程度に留まる見通しで、将来的にも南空知医療圏における回復期病床の需要は高いことが予測されます。

ただし、地域包括ケア病棟の設置に係る施設基準上の課題として、許可病床数400床以上である病院を含む再編・統合の場合、地域包括ケア病棟を設置することはできない*こととなっています。

※「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について（2020（令和2）年6月18日保医発0618第2号）

項目	維持すべき機能	拡充すべき機能
回復期機能・地域包括ケア	・急性期治療を終えた患者が在宅や施設へのシームレスな復帰を促す機能を維持する。	・圏域内での協議を経て、 地域包括ケア病棟の設置 に向け国や道に要請する。

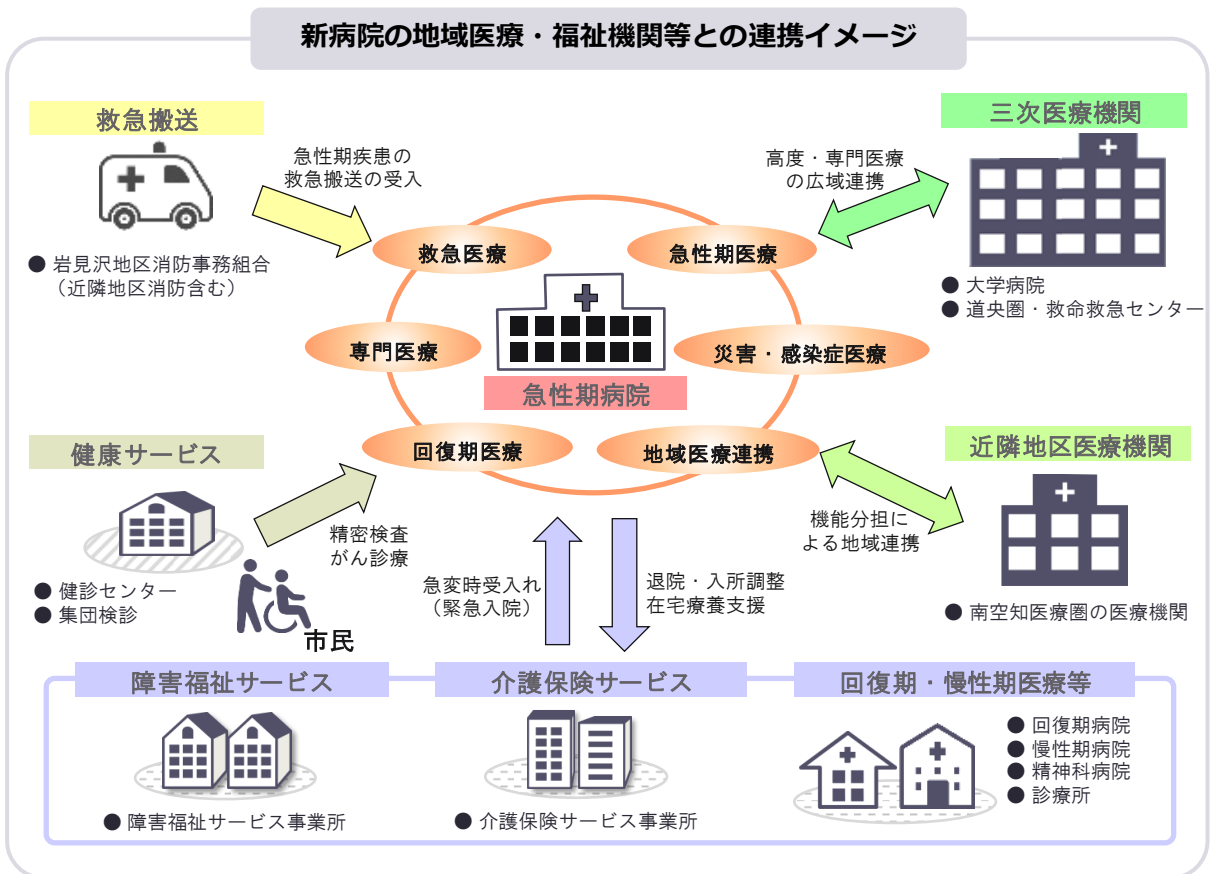
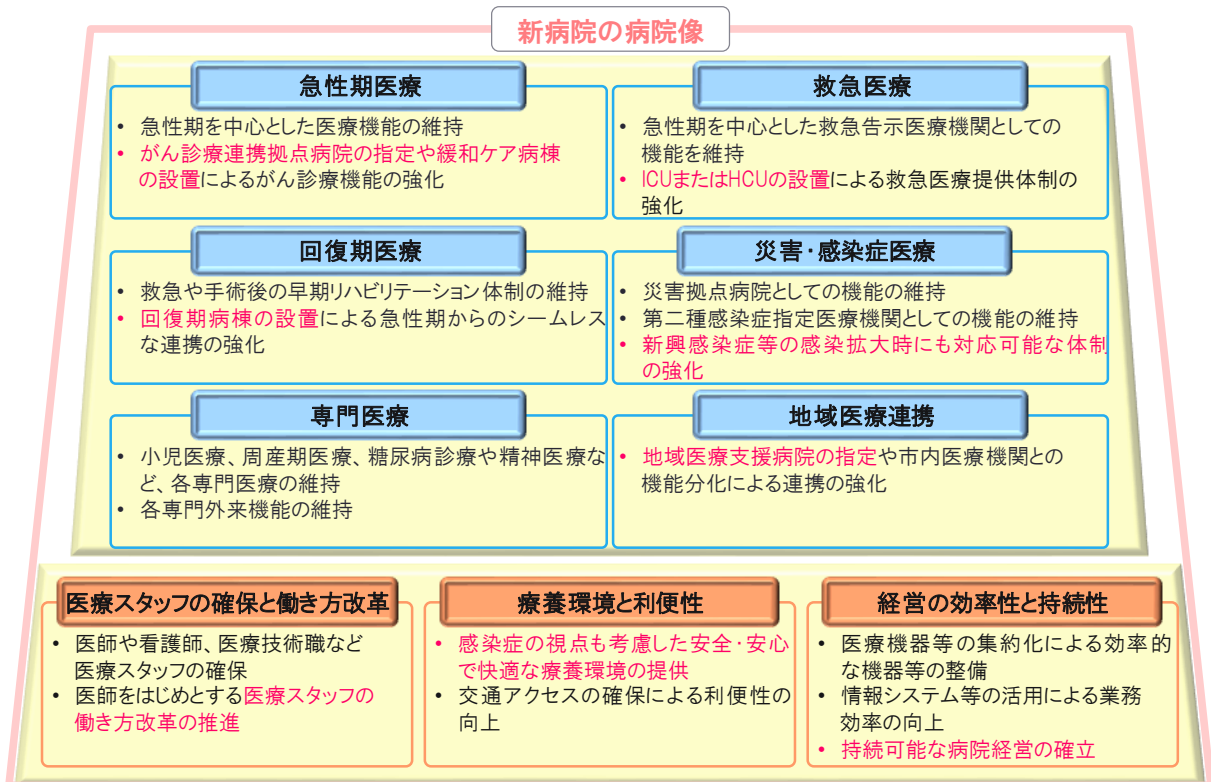
4. その他求められる機能

5疾病5事業等以外において、今後の急性期病院において維持・拡充すべき項目を整理しました。

項目	維持すべき機能	拡充すべき機能
市内医療機関との連携	・紹介、逆紹介の推進など市内医療機関との連携を図り、急性期病院としての機能分化を推進する。	・市内医療機関との機能の分化や連携を強化し、 地域医療支援病院⁹の指定 を目指す。
安全・安心な療養環境	—	・施設の改築時に感染症の視点も考慮した安全・安心で快適な療養環境の整備を図る。

⁹ **地域医療支援病院**：患者に身近な地域で医療が提供されるよう、医療機関からの紹介患者に対する医療の提供やかかりつけ医への逆紹介、医療機器等の共同利用を通じて、地域の医療機関の支援を図る病院として都道府県が指定するもの。原則200床以上の病床を有していること、一定以上の紹介・逆紹介率であることなどの承認要件がある。

両病院が有する課題への対応や5疾病5事業等の観点を踏まえた新病院の病院像は、次のとおりです。



今後の検討に向けた留意事項

今後、以下の事項に十分留意しつつ、新病院の整備に向けた取組みを進めていくこととします。

- (1) 新病院の診療機能については、岩見沢市を中心とした医療圏域から求められる診療機能の整備を考慮するとともに、両病院の患者が診療を継続できるよう配慮します。
- (2) 南空知医療圏域では 2025（令和 7）年の回復期病床が大きく不足する見通しであることや、現在の北海道中央労災病院に地域包括ケア病棟（35 床）が設置されていることを踏まえ、新病院においても地域包括ケア病棟の設置が可能となるよう、圏域での議論を踏まえ届出要件の緩和に向けて国や道へ要請することも検討していきます。
- (3) 新病院の規模については、人口減少下における将来の患者の見通しを考慮しつつ、新興感染症等への対応も考慮した上で、経営の持続性の観点も踏まえながら、南空知医療圏域に必要となる適当な規模となるように検討を進めていきます。
- (4) 新病院への移行にあたっては、南空知医療圏域における優秀な人材を確保できるよう、可能な限り両病院の職員の雇用を継続できるよう配慮しながら協議を進めていきます。
- (5) 新病院が将来にわたって持続可能な経営基盤を確立し、岩見沢市を中心とした医療圏域における急性期医療や救急医療を提供できるよう、新病院の経営の見通しについて十分検討します。